

佐賀県告示第 57 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、条例第 53 条第 1 項及び第 2 項に規定する個人の事業税の申告に関する期限のうち、令和元年所得に係るものについては、年の中途において事業を廃止した場合を除き、同項の定めによらず、当該期限を令和 2 年 4 月 16 日まで延長する。

令和 2 年 3 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義